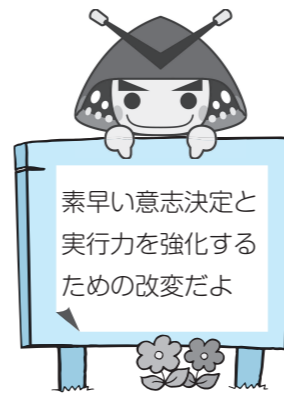


観光協会が組織改変されました

▼問合せ 企業支援課
☎62-0720

12月18日(金)にふれあい交流センターにおいて一般社団法人嵐山町観光協会の臨時社員総会が開催されました。これからの観光事業を展開するにあたり、観光庁の推進する観光地域づくり法人(DMO)への登録を目指して、地域の舵取り役として、登録に必要な関係者を中心とした12者を正会員とし、その中から理事に4名、監事に1名が選任されました。今後の事業展開に早い意思決定と実行力を発揮するためにコンパクトな組織とされています。理事長には、高橋兼次氏(嵐山町)、副理事長には、安藤康正氏(太陽ホールディングス(株))が選出されました。

今後は、観光地域づくりの司令塔と地域商社の役割を担い、地域経済を潤すような活動を行ってまいります。



寒さから水道管を守りましょう

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

朝晩の冷え込みが厳しくなると、防寒の不完全な水道管は凍ることや、破裂することがあります。水道管の防寒をして、水道管の凍結、また、凍結による破裂を防ぎましょう。

凍結や破裂が起りやすい箇所

- 水道管がむき出しになっている部分
- 水道管が北向きにあるところ
- 風当たりの強いところにある水道管
- ※家屋等で、日常的に使用していない水道については、水道管の破裂による漏水を防ぐために、メーターボックス内の不凍栓を閉めてください。

防寒のしかた

- 水道管 保温材などを巻いてください。じょう口部分が破裂しやすいので、上まで完全に包んでください。毛布などを使うときは、ビニールなどで毛布が濡れないようにしてください。
- メーターボックスの中 ボックス内の余分な土等を取り除いた後、乾いた布や発泡スチロール等をビニール袋に入れてから、ボックスの中に入れてください。

水道管が凍って水が出ないとき
タオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。
※熱湯をかけると、水道管やじゃ口が破裂することがあります。

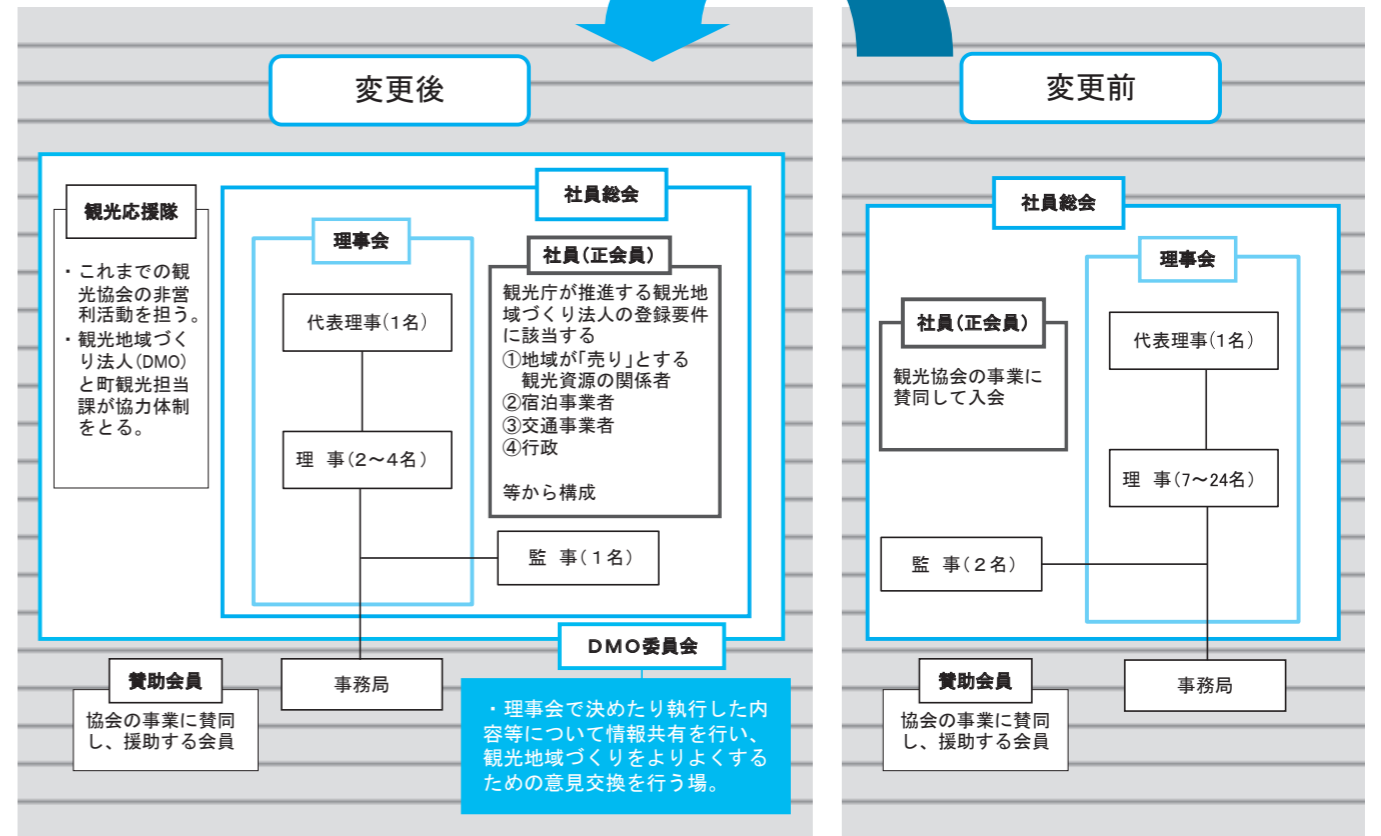
不凍栓をしめると水がとまります。そのあと、破裂した部分に布かテープをしっかりと巻きつけて応急手当をし、町指定給水装置工事業者(町ホームページに掲載)に修理を申し込んでください。

水道管が破裂したとき

不凍栓をしめると水がとまります。

そのあと、破裂した部分に布かテープをしっかりと巻きつけて応急手当をし、町指定給水装置工事業者(町ホームページに掲載)に修理を申し込んでください。

そのあと、破裂した部分に布かテープをしっかりと巻きつけて応急手当をし、町指定給水装置工事業者(町ホームページに掲載)に修理を申し込んでください。



観光応援隊の募集

▼問合せ 嵐山町観光協会
☎81-4511

一般社団法人嵐山町観光協会では、組織改変に伴い新たに観光応援隊として協力していただけるスタッフを募集します。

活動内容

- 観光案内スタッフ 観光客等に同行し、町内の史跡、自然景観、観光施設等を案内
- イベントスタッフ 嵐山渓谷紅葉まつりなど当協会及び町が関係するイベントの補助
- 観光案内所運営スタッフ 「嵐なび」内の観光案内所で観光客等に観光情報等を提供
- 維持管理スタッフ 観光施設等の除草作業等

登録

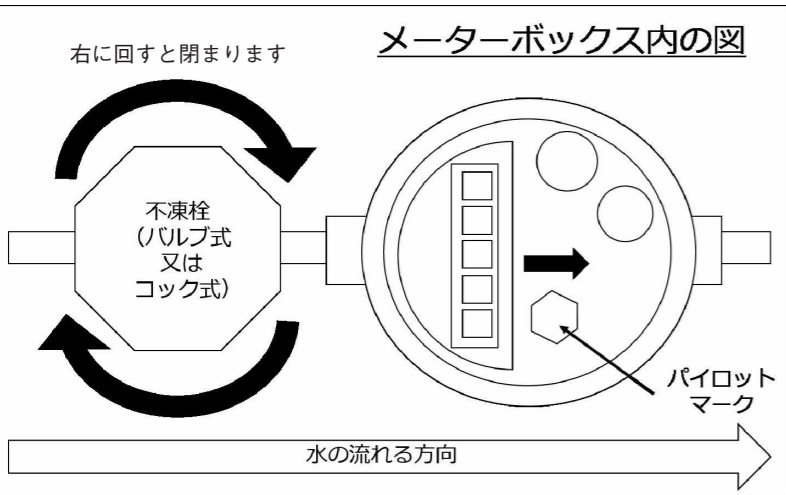
次の要件を満たす方をスタッフ登録簿に登録します。

- 当協会が実施する観光ボランティアガイド養成講座の修了証を取得した方
 - イベントまたは観光施設の除草作業に協力できる方
- ※無報酬です(条件により費用弁償を支給)

あついで運動会

▼問合せ 健康いきいき課
☎62-0716

更生保護女性会嵐山支部では、法務省主催「社会を明るくする運動」の一環として、子供たちが仲良く元気に登下校できるように「あいさつ運動」を各学校の周辺で実施しています。



里山の伐採更新に伴って発生する伐採木を配布します。

採木を配布します。

日時 2月20日(土) 9時~12時

配布場所 千手堂小千代山緑地 (JA嵐山農産物直売所南側)

申込方法 電話による事前予約のみ (予定数量を超えた場合は抽選)

申込期間 2月8日(月)~12日(金) 9時~17時

寄付金 嵐山町里山里山づくり寄付金 (1口:1,000円)

配布方法 寄付受付後、配布場所(山林内)から自己積込み、自己運搬。

配布本数 寄付金1口につき10本、1世帯1口まで

配布対象者 町内在住者

※伐採木は運搬可能な長さに切つてあります。



駐車場完備 平日午前10時~午後5時 時間外応相談

東松山総合法律事務所

弁護士 笠原徳之・弁護士 瀬戸一哉・弁護士 五十川剛俊

予約受付電話 **0493-81-3744**

あなたの街の近所にある弁護士事務所です。
相続・事故・離婚・借金・刑事、何でもご相談下さい。

〒355-0017 東松山市松葉町2丁目1番13号
HP <http://www.hmlf.jp> E-Mail info@hmlf.jp